

船舶事故調査報告書

令和4年5月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	令和3年6月10日 05時00分ごろ
発生場所	福岡県北九州市門司区白野江南西方沖 部埼灯台から真方位205° 1.5海里付近 (概位 北緯33°56.2′ 東経131°0.6′)
事故の概要	漁船第二十八広隆丸は、航行中、機関室で火災が発生した。
事故調査の経過	令和3年6月14日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二十八広隆丸、168トン
船舶番号、船舶所有者等	128312、井上鉄工株式会社
乗組員等に関する情報	船長、六級（航海） 機関長、三級（機関）
負傷者	なし
損傷	機関室等に焼損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	<p>本船は、売船手続きの目的で、関門港下関地区に向けて航行中、機関長が、魚倉の排水目的で排水ポンプを起動したところ、配電盤から煙が発生して出火したのを認め、電源を落とすとともに主機を停止し、機関室のドアを閉めて密閉消火を開始した。</p> <p>船長は、船主に連絡してタグボートの手配を依頼し、付近を航行していた船舶の船長が、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>本船は、間もなく駆けつけた船主手配のタグボートにえい航されて門司区所在の新門司港2号岸壁に着岸した後、消防署及び海上保安庁により鎮火が確認され、機関室の配電盤に焼損が認められた。</p> <p>消防署によれば、本事故は、機関室内に装備された配電盤の船尾側の電線が経年劣化により絶縁不良となり、電線が短絡して電線の被覆に着火したことにより発生したものと推定された。</p> <p>本船は、建造後36年が経過しており、また、令和3年1月から航行しておらず、定期的な絶縁抵抗を測定する等の電氣的な点検は実施していなかった。</p>
分析	本船は、定期的に絶縁抵抗を測定する等の電氣的な点検が実施されていない中、航行中、機関室内に装備された配電盤の船尾側の電線が経年劣化により絶縁不良となり、電線が短絡したことから、電線の被覆に着火し、出火したものと推定される。
原因	本事故は、本船が、定期的に絶縁抵抗を測定する等の電氣的な点検

	<p>が実施されていない中、航行中、機関室内に装備された配電盤の船尾側の電線が経年劣化により絶縁不良となり、電線が短絡したため、電線の被覆に着火したことにより発生したものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船舶所有者は、船齢が高い船舶やしばらく使用していない船舶を航行する際、定期的に絶縁抵抗を測定する等の電気的な点検を実施し、異常がある場合、交換や修理を実施すること。